

兵庫県公報

令和2年10月30日 金曜日 第153号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 東播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 平成20年兵庫県告示第265号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	9
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	13
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（東播磨県民局）	13
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	14

公 告

○ 入札公告（管理課）	14
○ 落札者等の公示（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	19
○ 入札公告（但馬県民局）	19
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	23

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施	25
-------------------	----

告 示

兵庫県告示第1114号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	同棲性活 恥部とあなたと・・・	オーピー映画

兵庫県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年11月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市日高町山本字耳谷草山90番1から 同市日高町藤井字五反田424番1まで	旧	16.0から 23.0まで	142.0	
		新	16.0から 21.0まで	142.0	
県道 但馬空港線	豊岡市上佐野字長尾谷404番1から 同市上佐野字長尾谷416番6まで	旧	19.0から 39.0まで	56.0	
		新	19.0から 34.0まで	56.0	

兵庫県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年10月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡新温泉町居組字穴見山878番から 同郡同町居組字穴見山845番1まで	旧	14.0から 30.0まで	46.0	
		新	13.0から 34.0まで	46.0	

兵庫県告示第1124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
明泉寺(5) I (101040161)	神戸市長田区明泉寺町2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
上池田(4) I (101040162)	神戸市長田区上池田3丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
明泉寺(1) I-2 (101040163)	神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
花山(1) I-2 (101040164)	神戸市長田区花山町1丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
長田天神町(10) I-2 (101040165)	神戸市長田区長田天神町5丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
高取山(4) I-2 (101040166)	神戸市長田区高取山町1丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
池田谷町 I-2 (101040167)	神戸市長田区上池田4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
高取山(1) I-2 (101040168)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第1125号

平成20年兵庫県告示第265号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

長田天神町(5) I (101040002) の項中別図2、源平(1) I (101040006) の項中別図6、長田天神町(7) I (101040043) の項中別図43、明泉寺(1) I (101040045) の項中別図45、花山(1) I (101040053) の項中別図53、長田天神町(10) I (101040089) の項中別図89、宮丘(4) I (101040104) の項中別図104、高取山(4) I (101040105) の項中別図105、池田谷町 I (101040122) の項中別図122、上池田(2) I (101040124) の項中別図124、大谷町(5) I (101040133) の項中別図133、高取山(1) I (101040135) の項中別図135を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長田天神町(4)Ⅰ (101040001)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長田天神町(5)Ⅰ (101040002)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
長田天神町(6)Ⅰ (101040003)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
滝谷(1)Ⅰ (101040004)	神戸市長田区滝谷町2丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
滝谷(2)Ⅰ (101040005)	神戸市長田区滝谷町3丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
源平(1)Ⅰ (101040006)	神戸市長田区源平町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鷺町(4)Ⅰ (101040016)	神戸市長田区鷺町4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
桧川(4)Ⅰ (101040021)	神戸市長田区桧川町3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
雲雀ヶ丘(1)Ⅰ (101040023)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
雲雀ヶ丘(2)Ⅰ (101040024)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
雲雀ヶ丘(3)Ⅰ (101040025)	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
雲雀ヶ丘(4)Ⅰ (101040026)	神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
萩乃(2)Ⅰ (101040034)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
萩乃(3)Ⅰ (101040035)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
雲雀ヶ丘Ⅲ (101040042)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長田天神町(7)Ⅰ (101040043)	神戸市長田区長田天神町6丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
明泉寺(1)Ⅰ (101040045)	神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
丸山(2)Ⅰ (101040048)	神戸市長田区丸山町1丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

堀切(1) I (101040049)	神戸市長田区堀切町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
西丸山(2) I (101040052)	神戸市長田区西丸山町3丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
花山(1) I (101040053)	神戸市長田区花山町1丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
花山(3) I (101040055)	神戸市長田区花山町2丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鹿松(2) I (101040058)	神戸市長田区鹿松町2丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鹿松(4) I (101040060)	神戸市長田区鹿松町2丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高東町(6) I (101040066)	神戸市長田区高東町3丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高東町(8) I (101040068)	神戸市長田区高東町3丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東丸山Ⅱ (101040076)	神戸市長田区東丸山町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
長田天神町(1) I (101040084)	神戸市長田区長田天神町3丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
長田天神町(10) I (101040089)	神戸市長田区長田天神町5丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西山(1) I (101040097)	神戸市長田区西山町4丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
西山(4) I (101040100)	神戸市長田区西山町4丁目(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
宮丘(1) I (101040101)	神戸市長田区宮丘町1丁目(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宮丘(2) I (101040102)	神戸市長田区宮丘町1丁目(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宮丘(3) I (101040103)	神戸市長田区宮丘町1丁目(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
宮丘(4) I (101040104)	神戸市長田区宮丘町2丁目(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
高取山(4) I (101040105)	神戸市長田区高取山町1丁目(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高取山(5) I (101040106)	神戸市長田区高取山町1丁目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西山町Ⅱ (101040112)	神戸市長田区西山町4丁目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

長者(3)Ⅱ (101040113)	神戸市長田区長者町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
池田宮町(1)Ⅱ (101040114)	神戸市長田区池田宮町(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
池田宮町(2)Ⅱ (101040115)	神戸市長田区池田宮町(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
池田宮町(3)Ⅱ (101040116)	神戸市長田区池田宮町(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
池田宮町(4)Ⅱ (101040117)	神戸市長田区池田宮町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高取山(2)Ⅱ (101040120)	神戸市長田区高取山町(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
池田谷町Ⅰ (101040122)	神戸市長田区上池田4丁目(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040124)	神戸市長田区上池田4丁目(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
池田経町Ⅰ (101040128)	神戸市長田区池田経町(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
大谷町(2)Ⅰ (101040130)	神戸市長田区大谷町2丁目(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大谷町(4)Ⅰ (101040132)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
大谷町(5)Ⅰ (101040133)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
高取山(1)Ⅰ (101040135)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
高取山(6)Ⅰ (101040138)	神戸市長田区高取山町(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
高取山(7)Ⅰ (101040139)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
長尾(1)Ⅰ (101040141)	神戸市長田区長尾町2丁目(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040146)	神戸市長田区上池田3丁目(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
池田寺Ⅰ (101040147)	神戸市長田区池田寺町(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
池田上Ⅰ (101040148)	神戸市長田区池田上町(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
大谷Ⅰ (101040149)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

大谷町Ⅱ (101040154)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
高取山(7)Ⅱ (101040158)	神戸市長田区高取山町(別 図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

(別図1から別図60までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第1127号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 委託した歳入の名称  
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 委託した事務の範囲  
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 委託した相手方の住所及び氏名  
姫路市家島町真浦590—7  
一般社団法人家島観光事業組合  
組合長 岡部 賀胤
- 委託年月日  
令和2年4月1日
- 徴収の方法  
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。

~~~~~

兵庫県告示第1128号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 日時
令和2年11月13日(金)午後1時30分から午後2時30分まで
- 場所
姫路市北条1—98 兵庫県姫路総合庁舎5階 502会議室
- 被聴聞者
商号又は名称 株式会社アビーム
代表者氏名 小林 義昭
事務所所在地 姫路市東今宿三丁目10番17号
免許番号 兵庫県知事(2)第451325号
免許年月日 平成28年9月12日

~~~~~

#### 兵庫県告示第1129号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。